

○鳥取市に引き継がれた事務

平成25年4月1日から社会福祉法に基づき市が新たに行うこととなる事務は、次のとおりです。

移譲事務	根拠法
社会福祉法人設立認可	社会福祉法第32条
理事が欠けた場合における仮理事の選任	社会福祉法第39条の3
社会福祉法と理事の利益が相反する事項に係る特別代理人の選任	社会福祉法第39条の4
社会福祉法人定款変更認可	社会福祉法第43条第1項 社会福祉法人定款準則第25条
社会福祉法人定款変更届出	社会福祉法第43条第3項 社会福祉法施行規則第4条 社会福祉法人定款準則第25条第2項
社会福祉法人の基本財産処分及び担保提供に係る承認	社会福祉法人定款準則第14条
社会福祉法人の解散に係る認可・認定・届出	社会福祉法第46条第2項・第3項
社会福祉法人の清算に係る届出	社会福祉法第46条の7、第47条の3
社会福祉法人の合併に係る認可	社会福祉法第49条第2項 社会福祉法人定款準則第24条
社会福祉法人監査（報告の徴収及び検査）	社会福祉法第56条第1項
社会福祉法人監査（改善命令）	社会福祉法第56条第2項
社会福祉法人監査（業務停止命令等）	社会福祉法第56条第3項、第5項
社会福祉法人監査（解散命令）	社会福祉法第56条第4項
公益事業又は収益事業の停止命令	社会福祉法第57条
現況報告書及び監査報告書の受理	社会福祉法第59条第1項 社会福祉法人定款準則第11条第2項